2022年4月

# 重要事項説明書(注意喚起情報)



Dai-ichi Life Group

### ~ご契約のお申し込みにあたって~

◆この「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、ご契約の内容に関する事項は別途送付する「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、ご確認ください。

#### 1. 個人情報の利用目的

- (1)個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
  - ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
  - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - ・第一生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ・その他保険に関連・付随する業務
- (2)前号にかかわらず、番号法で定める個人番号(以下、個人番号といいます)を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にの み利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。
  - ①保険に関する取引がある場合:保険取引に関する法定調書作成事務
  - ②その他上記(1)に関連する事務
- (3)これらの利用目的は、第一生命ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

#### 2. 個人情報の取扱に関する了解事項

お客さまの個人情報(個人番号を含む特定個人情報を除く)は、本保険の事務手続きに必要な範囲内で事業主、第一生命、他の取扱生命保険会社および他の取扱金融機関の間で相互に提供されます。なお、事業主はお客さまの個人情報を本保険の事務手続きのため使用いたします。

ます。			
財形貯蓄種類 (商品名)	第一の財形年金貯蓄 (財形年金積立保険)	第一の財形住宅貯蓄 (財形住宅貯蓄積立保険)	第一の財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)
<ul><li>●満たすことの</li><li>できる契約者の</li><li>ニーズ(加入目的)</li></ul>	◆豊かな老後の資金づくり	◆住宅の取得や増改築等のための資金 づくり	◆資金使途自由の貯蓄による財産 形成
●契約の制限	◆一人 1 契約	◆一人 1 契約	
●保険料の 払い込み	◆保険料は、給与から控除することにより、定	期的に払い込みいただきます。月払、賞与問	上 技払およびその併用があります。
●保険料累計額の 最高限度額	◆保険料累計額で 385 万円以内(財形住宅 貯蓄とあわせて 550 万円まで)	◆保険料累計額で 550 万円以内(財形年金貯蓄とあわせて 550 万円まで)	◆保険料累計額で3,000万円以内
●クーリング・オフ 制度	◆本商品は、クーリング・オフ制度の対象外で 分にご検討ください。	・す。契約の申し込みを撤回することはできま	せんので、契約に際しては事前に十
●責任開始期	◆申し込みいただいた契約を第一生命が承認 給与から控除した日から保険契約上の責任 ◆生命保険契約は、契約者と第一生命との間 たときに有効に成立します。生命保険募集 権はありません。	Eを負います。	込みをいただき、第一生命が承諾し
●保険金·年金 などのお支払い	①年金 ◆年金支払開始日以後、毎年の応当日にお支払いします。年金の種類には、確定年金(6年、10年、15年受取)のほか、10年保証終身年金があります。 ◆年金額は年金支払開始時(初回年金開始日)に確定します。 ②災害死亡・災害高度障害保険金	の資金にあてるため、または住宅取	<ul><li>①満期保険金</li><li>◆被保険者が保険期間の満了時に生存しているときに保険期間満了の日における積立金をお支払いします。</li></ul>
	◆被保険者が、責任開始期以後(財形年金和 り、その事故が発生した日から数えて 180 当したときは、事故の発生時における払込 ◆被保険者が、責任開始期以後(財形年金積	日以内、かつ、保険期間満了前に死亡した 保険料累計額の5倍相当額をお支払いしま	ときまたは所定の高度障害状態に該す。 ります)に発病した所定の感染症を直
	◆被保険者が、責任開始期以後(財形年金積	立保険については年金支払開始日前に限り	ます)に死亡したとき、または責任開

始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したときには、死亡日または高度障害状態に該当した

<ul> <li>●保険金をお支払いできない場合</li> <li>●保険金をお支払いできない場合</li> <li>●体保険者が不慮の事故等により死亡しまたは所定の高度障害状態に該当した場合でも、その原因が次によるときは、災害死亡・資害高度障害保険金をお支払いできません。この場合には、死亡・高度障害給付金をお支払いします。(ただし、⑨⑪⑪の場合は変亡・高度障害給付金もお支払いできません。)</li> <li>①被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>②災害死亡保険金については、受取人の故意または重大な過失によるとき</li> <li>③被保険者の犯罪行為によるとき</li> <li>④被保険者の那罪行為によるとき</li> <li>⑥被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>②を持ているでは、変更ないでは、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときにはその程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。)</li> <li>③詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が解除されたとき</li> <li>⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき</li> <li>⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき</li> <li>⑪民教者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約が解除されたとき</li> </ul>
ま高度障害保険金をお支払いできません。この場合には、死亡・高度障害給付金をお支払いします。(ただし、⑨⑪⑪の場合はな亡・高度障害給付金もお支払いできません。) ①被保険者の故意または重大な過失によるとき ②災害死亡保険金については、受取人の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき(ただし、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときにはその程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ①契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約が解除されたとき
①被保険者の故意または重大な過失によるとき ②災害死亡保険金については、受取人の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき(ただし、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときにはその程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき
②災害死亡保険金については、受取人の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき(ただし、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときにはその程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪実約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事
③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき(ただし、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときにはその程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事
⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき(ただし、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときには その程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事
⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき(ただし、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときには その程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事
⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき(ただし、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときには その程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事
その程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ③詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑪保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事
⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑩保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事
⑩保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事
●解約と ◆払い込みいただいた保険料は預貯金と異なり、一部は保険金などのお支払いにあてられるほか、契約の締結や維持に必要
解約返戻金 な経費としてもあてられます。このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、解約の時期によっては、解約返戻金が打造しており、2月10日によっては、解約返戻金が打造した。 または、 2月10日によっては、解約返戻金が打造した。 または、 2月10日によっては、解約返戻金が打造した。 または、 2月10日によっては、解約返戻金が打造した。 またば、 2月10日によっては、解約返戻金が打造した。 またば、 2月10日によっては、解約返戻金が打造した。 このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、解約の時期によっては、解約返戻金が打造した。 このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、解約の時期によっては、解約返戻金が打造した。 このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、解約の時期によっては、解約返戻金が打造した。 このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、解約の時期によっては、解約返戻金が打造しておりません。
■ 込保険料累計額を下回ります。なお、途中で保険料を増額した場合、または一部払出を行った場合などには、解約返戻金があります。
◆2 年未満で解約の場合、早期解約に伴う解約控除が適用されるため、積立金額から一定の割合を控除した金額を解約返居 ・
金としてお支払いします。  ●契約者配当金 ◆契約後2年目からの契約者配当金は第一 ◆契約後2年目からの契約者配当金は第一生命所定の利率による利息をつり
<ul><li>●契約者配当金 ◆契約後2年目からの契約者配当金は第一 ◆契約後2年目からの契約者配当金は第一生命所定の利率による利息をついる方式</li><li>・ 佐命所定の利率による利息をつけて積み で積み立てておき、保険金等の支払時にあわせてお支払いします。</li></ul>
立てておき、年金支払開始日に年金額の
│ 増額にあてます。年金支払開始日前に契 │
支払いします。
◆年金支払開始後 2 年目からの契約者配当
金は年金額の増額にあてます。 第一生命所定の利率(配当金積立利率)は今後の金利水準等により変更することがあります。今後の金利水準などにより配
金額は変動(増減)しますので、運用実績によって配当金が支払われないこともあります。なお、配当金のみのお支払いはで
ません。 ■ 契約者によって ◆契約者が、保険料払込期間中、退職等の理由により勤労者でなくなった日から 2 年を経過したときは、その 2 年を経過した
解約されたものと 日において契約者によって解約されたものとみなします。
みなす場合 ◆保険料が払い込まれないままで最後に保険料が払い込まれた日から2年を経過したと きは、その2年を経過した日に契約者によって解約されたものとみなします。(財形年)
金は、そのと、年を経過した。日に美術者によりて解釈されたものとかなじより。(財形年) 金積立保険で最後の保険料が払い込まれて2年以内に満了日を迎える契約は除く)
◆「租税特別措置法施行令」に定める継続適用不適格事由に該当した日から1年を経過
したときは、その 1 年を経過した日に契約者によって解約されたものとみなします。 ※「租税特別措置法施行令」に定める継続適用不適格事由とは、「海外転勤中に国内に
おいて賃金の支払を受けなくなった場合」、「海外転勤者が出国日から7年以内に国内
勤務とならなかった場合」および「国内勤務後 2 か月以内に《海外転勤者の(特別)国 内勤務申告書》を提出しなかった場合」をいいます。
◆「租税特別措置法施行令」に定める育児休業等を取得し、「育児休業等をする者の財
産形成非課税年金(住宅)貯蓄継続適用申告書」を提出した場合、保険料の払い込み
がないままで、育児休業等の終了直後に支給される給与(賞与時払のみの場合は賞 与)の支給日から 1 か月を経過したときは、育児休業等の終了日の翌日に契約者によ
って解約されたものとみなします。
◆住宅取得・増改築等の前に生存給付金 たおいいは、おいま渡口からの。ケナタ
を払い出し、払出基準日から 2 年を経 過する日または住宅取得・増改築等の
日から1年を経過する日のいずれか早
い日までの間に必要書類の提出がな / かったときは、払出基準日から2年を経
過した日において契約者によって解約
されたものとみなします。
<ul><li>●税制上の取り扱い ◆目的どおり年金で受け取ったときは、すべ ◆住宅取得・増改築等の費用にあてるた ◆満期時や解約時等に発生する表</li></ul>
で非課税ですが、年金開始日以後 5 年以 めの生存給付金は原則非課税です 益に対し、20.315%源泉分離 内に一括払(解約)した場合、すでに非課 が、要件違反(目的外含む)が生じた等 税されます。(※1)
20.315%源泉分離課税されます。(※1) 離課税されます。また、解約時等に発
◆要件違反(目的外含む)が生じた場合には 生する差益に対して 20.315%源泉分離 一時所得課税対象となります。 課税されます。(※1)
(※1)2013 年 1 月より、納付すべき所得税の額の 2.1%が復興特別所得税としてあわせて源泉分離課税されています。  ◆生命保険料控除の適用はありません。

	# 0UN/50P#	<b>佐 60.11.12.14.14</b>	77 O. D. T. D. T.
財形貯蓄種類	第一の財形年金貯蓄	第一の財形住宅貯蓄	第一の財形貯蓄
(商品名)	(財形年金積立保険)	(財形住宅貯蓄積立保険)	(勤労者財産形成貯蓄積立保険)
●基礎率等(予定利	◆金利水準の低下その他著しい経済変動など	ご、この保険の契約の締結の際予見しえなし	い事情の変更または財形法の改正に
率・予定死亡率	より特に必要があると認めたときには、主教	8官庁の認可を得て、普通保険約款の規定。	または保険料、積立金等の計算の基
等)の変更	礎を将来に向かって変更することがあり、そ	fの場合には、【積立金額例表】の積立金額:	を大きく下回る可能性があります。従
	って、記載の積立金は将来の受取額を約束	<b>東するものではありません。なお、計算の基</b>	礎を変更する場合には、事前にその
	旨をお知らせします。		
●生命保険契約者	◆保険会社の業務または財産の状況の変化	により、契約時に約束した保険金額、年金額	頁、給付金額などが削減されることが
保護機構	あります。		
F1-82 82117	◆保険業法にもとづき設立された生命保険契	約者保護機構により、会員である生命保険:	会社(第一生命は会員として加入して
	います)が万一経営破綻に陥った場合に、	保険契約者保護の措置が図られますが、こ	の場合契約時に約束した保険金額、
	年金額、給付金額等の削減など、契約条件		
	◆詳細については、生命保険契約者保護機構		
	生命保険契約者保護機構 電話: 03-3286	5-2820 ※受付時間 月~金曜日 9:00~12	2:00、13:00~17:00(祝日•年末年始
	を除く) ホームページアドレス: https://		1,11,1,7
●会社制度	◆保険会社には「株式会社」と「相互会社」があ	<u> </u>	
● 五 江 帅 汉	◆株式会社は、株主の出資により運営される		5会社の保险契約者のように「社員」
	(構成員)として会社運営に参加することはて		1公1000 (大阪大川市の6 月11 日頁)
 ●第一生命苦情	◆生命保険の手続きや契約に関する苦情・相		デェタノジャル
		談については、以下のの向いられせ元まで、 団体事務課 財形グループ	こ理解へためい。
相談窓口			
		∼金曜日 9:00~17:00(祝日·年末年始を除	. ,,
●保険金・給付金な	◆保険金・給付金などのお支払事由に「該当す	するのでは?」と思われる場合や、ご不明な	点が生じた場合は、以下のお問い合
どをもれなくご請求	わせ先までご連絡ください。		
いただくために		団体事務課 財形グループ	
	電話番号 0120-998-665 ※月~	→金曜日 9:00~17:00(祝日・年末年始を除	₹<)
●(一社)生命保険	◆この商品に係る指定紛争解決機関は(一社	)生命保険協会です。	
協会の「生命	◆(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」	では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)	・来訪により生命保険に関するさまざ
保険相談所」	まな相談・照会・苦情をお受けしております。	。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話	にてお受けしております。
	(ホームページアドレス : https://www.seiho.	orjp/)	
	◆生命保険相談所が苦情のお申し出を受けた	ことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼し	した後、原則として 1 か月を経過して
	も、契約者などと生命保険会社との間で解	決がつかない場合については、指定紛争解	決機関として、生命保険相談所内に
	裁定審査会を設け、契約者などの正当な利	益の保護を図っております。	

#### 【積立金額例表】(毎月払1万円の場合の例)(全商品共通)

- ◆財形年金積立保険における年金額は以下の積立金額にもとづいて計算されます。また、年金額は、現時点で確定しておらず、 基礎率等(予定利率・予定死亡率等)の変更により変動することがあります。
- ◆財形住宅貯蓄積立保険における生存給付金、勤労者財産形成貯蓄積立保険における満期保険金等は、以下の積立金相当額となります。(いずれも非課税・課税前の場合の金額です。)
- ◆各商品の解約返戻金額は、以下の積立金額にもとづいて計算されます。(2 年未満で解約の場合、早期解約に伴う解約控除が適用されるため、解約返戻金額は積立金額よりも少額となります。)
- ◆基礎率等(予定利率・予定死亡率等)の変更の欄を必ずご確認ください。

	払込保険料累計額	積立金額	必ずお読みください
1 年経過時	12 万円	120,120 円	
2 年経過時	24 万円	240,460 円	  ◆記載の積立金は、2022 年 4 月現在の基礎率等(予定利率・予
3 年経過時	36 万円	361,030 円	▼記載の積立並は、2022 年 4 万気性の金旋半等(すた利半 す 定死亡率等)がそのまま推移したと仮定して計算したものです。 解約の時期によっては、解約返戻金が払込保険料累計額を下
4 年経過時	48 万円	481,820 円	回ります。なお、途中で保険料を増額した場合、または一部払 出を行った場合などには、解約返戻金が払込保険料累計額を
5 年経過時	60 万円	602,830 円	下回る期間がより長くなることがあります。
7 年経過時	84 万円	845,550 円	◆また、他金融機関からの預け替えにより第一生命商品にご加入いただく場合にも、当初の積立金は、預け替え時の元本を下
10 年経過時	120 万円	1,211,340 円	回ることがあります。
15 年経過時	180 万円	1,825,670 円	

【注】記載の数値には積立配当金額を含んでおりません。配当金額はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。

## 《お申し込みの前に必ずお読みください!》

# ~第一の財形年金貯蓄・第一の財形住宅貯蓄における保険料累計額の制限について~

財形貯蓄種類 (商品名)	第一の財形年金貯蓄 (財形年金積立保険)	第一の財形住宅貯蓄 (財形住宅貯蓄積立保険)
●保険料累計額の 最高限度額 (非課税申告額)	◆保険料累計額は、「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に記載された最高限度額までとなります。	◆保険料累計額は、「財産形成非課税住宅貯蓄申 告書」に記載された最高限度額までとなります。
	◆申告書の最高限度額は、保険料累計額が 385 万 円以内(財形住宅貯蓄とあわせて 550 万円まで)	◆申告書の最高限度額は、保険料累計額で 550 万 円以内(財形年金貯蓄とあわせて 550 万円まで)
	※保険料累計額は、払い込みいただいた保険料の累計額であり、積立金残高ではありません。	※保険料累計額は、払い込みいただいた保険料の累計額であり、積立金残高ではありません。
●非課税申告額に 達した場合の取 り扱い	◆保険料累計額が「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に記載された最高限度額に達した場合、以後の保険料の払い込みはできず、払込中断の手続きが必要となります。	
	◆2 年以上、保険料の払い込みがない場合、契約は解約となり、課税対象となります。(2 年以内に満了日を迎える契約を除きます。)	◆2 年以上、保険料の払い込みがない場合、契約は解約となり、課税対象となります。
●非課税限度額 超過のお知らせ について	◆「財形年金積立金残高のお知らせ」などで保険料 累計額の非課税申告額超過予定時期をお知らせ しますのでご確認ください。	◆「財形住宅積立金残高のお知らせ」などで保険料 累計額の非課税申告額超過予定時期をお知らせ しますのでご確認ください。
	※「財形年金積立金残高のお知らせ」は、勤務先 が指定する月に毎年 1 回以上契約者あてに送 付します。	※「財形住宅積立金残高のお知らせ」は、勤務先 が指定する月に毎年 1 回以上契約者あてに送 付します。
●契約内容の 変更について	◆非課税申告額の変更、保険料の変更、払込中断等を希望する場合、「変更申込書」に必要事項を記入のうえ、勤務先を経由してご提出ください。	◆非課税申告額の変更、保険料の変更、払込中断等を希望する場合、「変更申込書」に必要事項を記入のうえ、勤務先を経由してご提出ください。

●関係法令	◆勤労者財産形成促進法 ·同法施行令 ·同法施行規則
	◆租税特別措置法 ·同法施行令 ·同法施行規則等
	※税務の取り扱いについては、2021 年 5 月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

(注)この「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、2021 年 5 月現在の関係法令にもとづくもので、今後関係法令の改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

(登)C21P0123(2021.6.18)